

化学兵器禁止法の施行状況と動向

令和7年3月10日

経済産業省産業保安・安全グループ

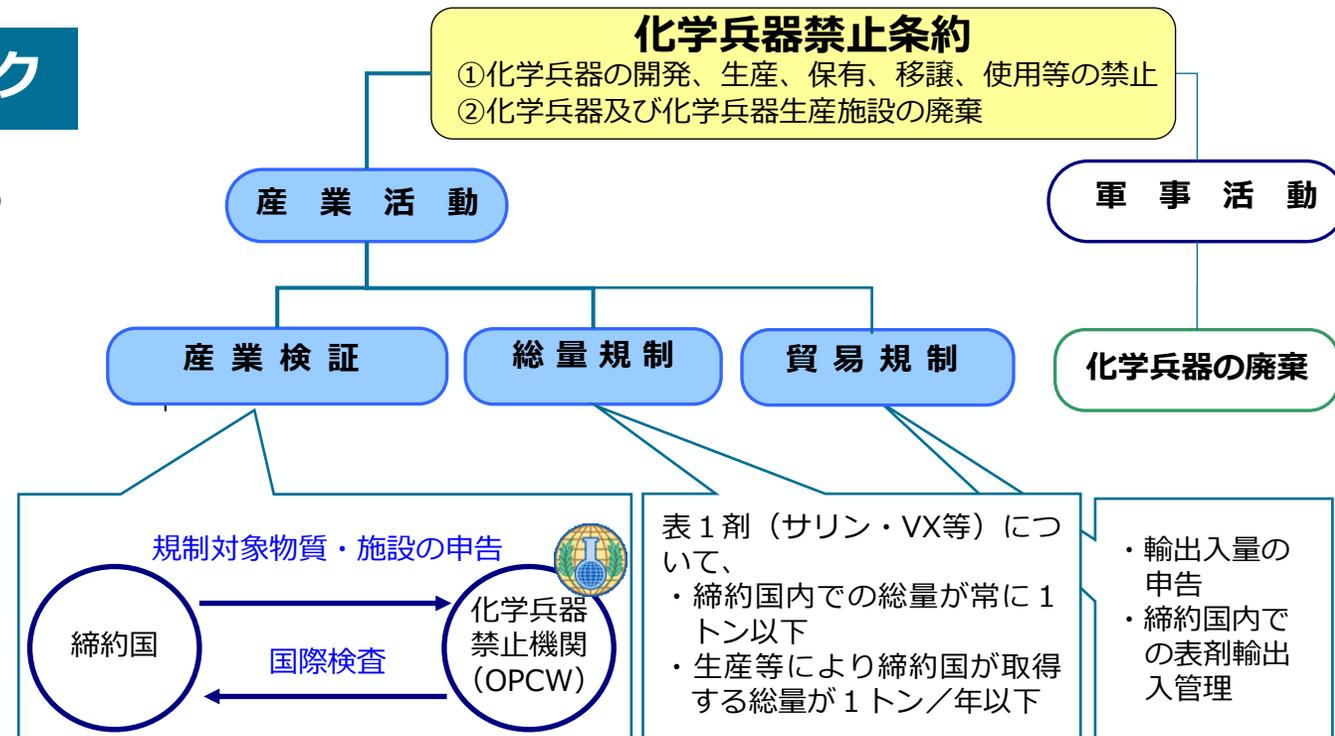
化学物質管理課 化学兵器・麻薬原材料等規制対策室

化学兵器禁止制度の概況

- 「化学兵器禁止条約」及びその国内実施法である「化学兵器禁止法」に基づき、化学兵器の製造等を禁止するとともに、サリンやVX等の特定物質の製造等の許可を行う。
- また、化学兵器の原料となり得る指定物質等の製造等を行う事業所について、届出により設備の情報や製造等の状況を把握し、化学兵器禁止機関（OPCW）に申告。
- OPCW技術事務局（TS）は各国の申告内容を国際検査により検証。また、輸出入の移譲不整合を各国に調査依頼。

OPCWに対する我が国の貢献と最近のトピック

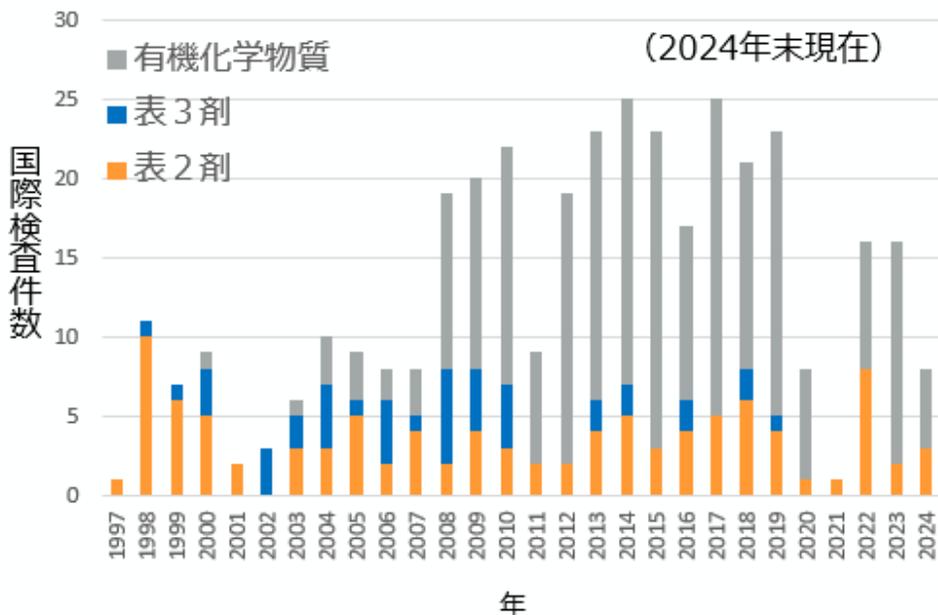
- 日本はOPCWに対し全締約国中第3位の分担金（約606万€：2024年）を拠出。
- 近年は、我が国化学産業の国際検査負担の軽減を目指して、OPCWにおける効率的・効果的な国際検査の実現を含めた産業検証制度の見直しの議論に参画。例えば、2023年からは3事業所連続検査を受け入れている。
- TSが特定した締約国間の移譲の不整合に対しては、OPCW主催会合での日本の取組紹介や国内当局者会合での二国間調整を行うことで貢献。



化学兵器禁止法の施行状況

- 化学兵器禁止法に基づく事業者からの届出件数に近年大きな変動は無く、年間の製造・使用予定届出は80～90件及び製造・使用・輸出入実績届出は600件弱程度。8割以上が電子申請。
- OPCW/TSによる国際検査受入：通告を受けた後、経産省及びNITE化学物質管理センター職員が検査対象事業所に出向き、当日の説明資料等の準備状況及び供与可能な便宜内容等の確認を行い、受検に備える。当日の国際検査では、検査団及び事業所双方の権利義務を念頭に、検査が適確かつ円滑に実施させるように立ち会っている。条約発効以後28年間で延べ約370件を問題なく受検。2024年は8件。

国際検査件数の推移



国際検査への対応



化学兵器禁止条約を取り巻く昨今の課題

移譲不整合解消に向けた取組

- 2013年の条約運用検討会議において、締約国及びTSは、移譲不整合に取り組む旨を求めることを決議。TSは、各国から申告された輸出入の数量を比較し、申告数量に差がある場合には移譲不整合として調査依頼を締約国に毎年送付。
- 日本においては、貿易統計や輸出入実績等の情報を収集した上で、必要に応じて二国間の情報交換を実施し不整合の解消を図っており、2024年4月にはOPCW主催の締約国担当者向けワークショップで日本における取組事例を紹介。
- 年1回国内当局担当者が集まるOPCW主催会合等において、移譲不整合が生じている二国間の調整を実施。

規制物質Xの
輸出数量

国A

↑
移譲不整合
↓

規制物質Xの
輸入数量

国B



OPCW国内当局者会合会議（2024年11月）

化学兵器の脅威への対抗

OPCWの取り組み

- TSはウクライナ政府からの支援要請に応じて調査団を派遣。提供された土壌サンプルや情報を分析し暴動鎮圧剤が検出されたことを公表*。
- TSはシリアの化学兵器廃絶に向けて継続して調査団を派遣し過去の調査で判明した化学兵器の原料となり得る物質の存在や使用について解明する活動を実施**。

国内における取組

- 地下鉄サリン事件から30年。犯罪のグローバル化に伴い、今後とも化学兵器の原料となり得る物質の適切な管理が必要。
- 日本化学工業協会は平成9年(1997年)に策定した「悪用防止対象化学物質の流通管理の指針」の改訂作業に着手しており、規制対象物質の適正な管理体制整備に尽力。
- 経済産業省からは、要人来日時などに、化学兵器の原料となり得る化学物質を扱っている事業所に対して、保管及び管理の徹底を要請。

出典：www.opcw.org

* <https://www.opcw.org/sites/default/files/documents/2024/11/s-2338-2024%28e%29.pdf>

** <https://www.opcw.org/sites/default/files/documents/2025/01/ec108dg04%28e%29.pdf>

【参考】化学兵器禁止法の概要

- 化学兵器禁止条約に規定する表剤及び識別可能な有機化学物質（DOC）の製造等をしきい値を超えて行う事業所等は、製造等の実績を届出・申告。
※DOC : Discrete Organic Chemicals
- 申告した事業所のうち、一定の要件を満たすものが国際機関による国際検査の対象となる。

条約上の義務

《軍事活動》

遺棄・老朽化学兵器廃棄

《産業活動》

国内関係行政機関

内閣府、外務省等

経済産業省 窓口：化学兵器・麻薬原料等規制対策室

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法）

	表1剤 (特定物質)	表2剤 (第1種指定物質)	表3剤 (第2種指定物質)	有機化学物質・ 特定有機化学物質
(1) 表1剤総量規制	・製造・使用許可 ・立入検査			
(2) 産業検証制度 ・対象物質生産施設等の申告	・製造・使用実績届出	・製造等・使用予定・実績届出	・製造予定・実績届出	・製造実績届出
・申告に基づく国際機関による国際検査	・申告事業所は国際検査の対象			
(3) 貿易規制 ・輸出入量の申告	・輸入承認 (対締約国) (外為法第52条)	・輸出入実績届出		
・非締約国との表剤輸出規制	・輸出許可 ・輸入承認 (対全地域)	・輸出許可 ・輸入承認 (対非締約国)	・輸出許可	

外国為替及び外国貿易法

窓口：安全保障貿易審査課

※対象物質の例

サリン、マスタードガス

PFIB、チオジグリコール

ホスゲン、
トリエタノールアミン

単一の構造式を有する
炭素化合物